

(3) 所得者別青色申告者

階級区分	営業所得者	農業所得者	その他事業所得者	その他所得者	計
	人	人	人	人	人
70万円以下	2,560	34	300	494	3,388
100 〃	5,546	168	427	1,191	7,332
150 〃	14,614	696	866	4,566	20,742
200 〃	17,584	1,066	1,019	6,463	26,132
250 〃	18,290	1,330	1,224	7,923	28,767
300 〃	16,550	1,365	1,179	8,100	27,194
400 〃	25,220	2,498	2,276	15,135	45,129
500 〃	14,990	1,708	1,654	13,076	31,428
600 〃	8,167	1,080	1,116	10,801	21,164
700 〃	4,562	578	752	8,829	14,721
800 〃	2,556	293	530	7,055	10,434
1,000 〃	2,625	316	712	10,303	13,956
1,200 〃	1,069	120	542	6,459	8,190
1,500 〃	670	59	785	5,905	7,419
2,000 〃	418	21	1,300	5,421	7,160
3,000 〃	223	12	1,420	4,433	6,088
5,000 〃	94	4	1,194	2,756	4,048
5,000万円超	51	2	630	1,498	2,181
合計	※ 135,789	※ 11,350	※ 17,926	※ 120,408	※ 285,473

調査対象等：平成12年分の申告所得税の納税者のうち、青色申告者について平成13年3月31日現在の合計所得により階級区分して、それぞれの分布状況を示した。

用語の説明：青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいて正確な申告と完全な納税をすることを目的として設けられている制度である。このため、一般の申告と区分するため青色の用紙で申告することになっているので、青色申告といわれている。青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には税務計算上種々の特典がある。

(4) 所得者別青色申告者の累年比較

年分	営業所得者			農業所得者			その他事業所得者			その他所得者			計		
	人員	左のう ち青色 申告者	青色 申告の 割合	人員	左のう ち青色 申告者	青色 申告の 割合	人員	左のう ち青色 申告者	青色 申告の 割合	人員	左のう ち青色 申告者	青色 申告の 割合	人員	左のう ち青色 申告者	青色 申告の 割合
平成8年分	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%
	304,779	174,837	57.4	34,574	13,254	38.3	57,423	18,637	32.5	749,817	115,702	15.4	1,146,593	322,430	28.1
9	296,711	170,208	57.4	29,887	13,096	43.8	58,009	19,245	33.2	752,490	118,452	15.7	1,137,097	321,001	28.2
10	180,746	105,634	58.4	22,960	10,973	47.8	38,550	15,136	39.3	604,933	106,050	17.5	847,189	237,793	28.1
11	243,911	136,641	56.0	27,901	12,597	45.1	49,226	17,460	35.5	703,005	115,852	16.5	1,024,043	282,550	27.6
12	241,134	135,789	56.3	23,202	11,350	48.9	47,713	17,926	37.6	698,031	120,408	17.2	1,010,080	285,473	28.3

(注) 「2-1 課税状況 (1)本年分の課税状況」の人員により青色申告者の割合を算出した。